

フィリオ清須 重要事項説明書

第1 施設運営主体

名 称	一般財団法人こども育成財団
所 在 地	名古屋市中部区名駅南3丁目6-6名駅ユタカビル
電 話 番 号	052-551-6363
代 表 者 氏 名	代表理事 木村まみ

第2 利用施設

施 設 の 種 類	小規模保育施設A型		
施 設 の 名 称	フィリオ清須		
施 設 の 所 在 地	清須市西枇杷島町地領一丁目12番3		
連 絡 先	電 話 052-509-2550 FAX 052-509-2551		
管 理 者	園長 白石美恵子		
開 設 年 月 日	平成31年4月1日		
開 設 時 間	7:30~19:00		
対 象 児 童	清須市から保育の必要性の認定を受けた3歳未満児（年度途中で3歳に達した場合は当該年度末まで）		
利 用 定 員	3号認定子ども	満1歳以上（1, 2歳児）	13人
		満1歳未満（0歳児）	6人

第3 法人の目的・運営方針

私たちこども育成財団は、希望に溢れ、自分に自信（自尊心）をもち、よりよく生きようとする意欲と姿勢（忍耐力）、他者を思いやる心（社会性）を持つことのできる子どもを育成します。そのために、子どもがその可能性を最大限に伸ばすことが出来る環境を、大人の責任において、子どもたちとともに創りだしていきます。

第4 施設・設備等の概要

（1）施設

敷 地	敷 地 全 体	142.80㎡
	園庭（代替地）	瀬部田公園、地領公園
園 舎	構 造	鉄骨造
	延 べ 面 積	104.34㎡

(2) 主な設備

設備	部屋数	備 考
乳 児 室	1 室	0 歳児クラス (ふたば組)
保 育 室	1 室	1 歳児クラス (そら組) ・ 2 歳児クラス (たいよう組)
調 理 室	1 室	
事 務 室	1 室	

第5 職員の配置状況

当園では、「清須市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成26年9月30日条例第15号）」の定める基準を遵守し、保育の実施に必要な職員として、下記の職種の職員を配置しています。

職 種	員数	常勤	非常勤	備考
園長	1	1		
保育士	8	5	3	
調理員	2		2	
嘱託医	2		2	

※園児の入所状況により職員数が増える場合があります。

第6 職員の勤務体制

早番勤務	7 : 15 ~ 16 : 15
通常勤務	8 : 00 ~ 17 : 00
通常勤務	8 : 15 ~ 17 : 15
通常勤務	8 : 30 ~ 17 : 30
遅番勤務	9 : 45 ~ 19 : 00

※ 原則として年齢別にクラス担任を決めておりますが、職員の時差勤務、研修や週休2日制による週休等のため、担当保育士が異なる場合があります。

※ 職務の都合上、上記とは異なる勤務時間帯となる場合があります。

第7 保育を提供する日

保育を提供する日は、月曜日から土曜日までです。ただし、国民の祝日及び年末年始（12月29日から1月3日）を除きます。

ゴールデンウィーク期間中、お盆期間中、年末年始の前後、3月末週においては申し込み保育とさせていただきます。申し込み保育とは、ご両親のどちらかがお休みの場合にご家庭でお子さまと過ごしていただくようお願いしておりますので、ご両親が仕事の場合のみ申し込んでください。また、非常災害や感染症蔓延時その他急迫の事情があるときは、臨時休園となる場合があります。

第8 保育を提供する時間

- (1) 保育標準時間認定にかかる保育時間は、8時00分から19時00分までの範囲内で、保育を必要とする時間となります。実際に保育を提供する日及び時間帯は、就労時間その他保育を必要とする時間を勘案し、園長との協議のうえで保護者ごとに個別に決定します。
なお、上記以外の時間帯において、やむを得ない理由により保育が必要な場合は、7時30分から7時59分までの範囲内で、延長保育を提供いたします。延長を希望される場合は園長までお申し出ください。延長保育料金については別表をご覧ください。
- (2) 保育短時間認定にかかる保育時間は、8時00分から16時00分までの範囲内で、保育を必要とする時間となります。実際に保育を提供する日及び時間帯は、就労時間その他保育を必要とする時間を勘案し、園長との協議のうえで保護者ごとに個別に決定します。
なお、上記以外の時間帯において、やむを得ない理由により保育が必要な場合は、7時30分から7時59分まで及び16時から19時までの範囲内で、延長保育を提供いたします。延長を希望される場合は園長までお申し出ください。延長保育料金については別表をご覧ください。
- (3) クラス別を主体とした保育は、おおむね平日の9時から15時30分までです。ただし、土曜日は異年齢合同保育等を行います。土曜日保育を希望の際は、給食数の都合上、前月20日までに希望表の提出をお願いします。（できるだけ早く申し込んでいただけると助かります）
- (4) 保護者が休みなどで在宅している園児の保育時間は、原則として保育要件に欠ける状態であることから、クラス別保育が終わった時刻（16時）までとします。
- (5) 心身に障がいのある園児の保育時間は、園児の発達や実情に応じて定めますのでご相談ください。

第9 提供する保育等の内容

当園は、児童福祉法及び社会福祉法、平成30年施行保育所保育指針に基づき、園児の心身の状況等に応じて、次に掲げる保育の提供などを適切に行います。

【保育理念】

私たちこども育成財団は、希望に溢れ、自分に自信（自尊心）をもち、よりよく生きようとする意欲と姿勢（忍耐力）、他者を思いやる心（社会性）を持つことのできる子どもを育成します

【保育方針】

- ・家庭や地域社会と連携を図り、保護者と協働し保育所保育・家庭保育の充実に努める
- ・全ての子どもが健康、安全で情緒の安定した生活ができる環境を用意し、自己を十分に発揮しながら活動できるようにすることにより健全な心身の発達を図る
- ・子どもの主体的な活動を保障し、自ら学び、成長する心を育てる

■一人ひとりの子どもを大切にします

- ・子どもの個性を受け止め、ゆったりとした環境の中で子どもが保育者に慣れ親しむことができるようにしていきます

■子どもの主体的な活動を保障し、自ら学ぶ心、非認知的能力を育てます

- ・子どもの関心や興味を活動の起点とし、子どもと保育者が共に作り上げていくプロセスを大切にします
- ・自然体験や遊びの中で、心身を鍛え、五感を刺激して豊かな感性を育みます
- ・失敗を恐れることなく自ら選んだ目標に挑戦し、満足感や達成感を味わうことで自信に繋げていきます

- ・目標に向かって頑張る力、他の人とうまく関わる力、感情をコントロールする力など、非認知的能力を養います

■子どもを真ん中にして、保護者と共に子育てをしていきます

- ・保護者と共に、子どもの良いところや可能性が発揮できるように丁寧に成長を見守り育みます
- ・保護者の「困った」を共に解決していきます

■異文化に触れ、世界に目を向けるきっかけを作ります

- ・異文化体験をする中で、日本の価値と異なる世界が存在することを知り、世界に目を向け広い視野を育てるようにしていきます

■地域の特性を活かし地域との連携を大切にします

- ・様々な人との関わりや、日々の暮らしを通して自然や地域社会のあらゆる資源に接し、経験・知識を得る機会を大切にしていきます

【保育目標】

- ・豊かな人間性を育てるための基礎を養う。
- ・自発性を尊重し、どの子にもある伸びる芽を育てる。
- ・他者を尊重し、集団の中で共に育ちあえる場を整える。

<デイリープログラム（1日の流れ）>

時間	0歳児	1歳児	2歳児
7:30 7:59	延長保育（異年齢同室）		
8:00	順次登園（同室でお受け入れ） 8時30分頃各クラスに移動		
9:15	おやつ 赤ちゃん体操、日浴外気浴、はいはい探索など	おやつ(9:30) 外遊び（園庭、公園、散歩等） 室内遊び（おもちゃごと、手先を使うあそび等）自分で選んだあそび	おやつ(9:30) 外遊び（園庭、公園、散歩等） 室内遊び（ごっこ遊び、遊具、運動、粘土、制作、楽器等）自分で選んだ遊び
11:00	個々の生活リズムに合わせて給食（離乳食） お昼寝 起きた子から好きな遊び	少人数での給食 食事後個々に合わせてお昼寝	給食 食事後個々に合わせてお昼寝
11:30			
14:30	おやつ スキンシップ遊び	起きた子から自分で選んだ遊び	起きた子から自分で選んだ遊び
15:00		おやつ	おやつ
15:30 19:00	順次降園 16時頃から同室に移動		

＜給食の提供＞

給食は調理室にて手作りです。離乳食、ミルクの提供は個々にご相談させていただきます。

栄養のバランスを踏まえ法人本部の管理栄養士が作成した献立を実施し、各家庭にも毎月献立表を配布します。食物アレルギーがある場合は病院で検査を受けていただき、その結果と医師のご指導のもとにご相談させていただきます。（場合によってはお弁当をお願いすることがありますのでご了承ください。）

＜年間行事予定＞

月	行 事
4 月	・春の遠足
5 月	・端午の節句 ・水あそび開始
6 月	・内科健診 ・歯科健診 ・沐浴、水あそび
7 月	・七夕会 ・沐浴、プールあそび
8 月	・沐浴、プールあそび
9 月	・沐浴、水あそび ・防災訓練 ・親子お祭り会
10 月	・秋の遠足 ・交通安全指導 ・ハロウィンパーティー
11 月	・ミニ運動会 ・歯科健診
12 月	・クリスマス会 ・内科健診
1 月	・お正月あそび
2 月	・豆まき
3 月	・ひなまつり ・お別れ遠足 ・お別れ会

*身体測定・避難訓練は毎月実施します

*年2回、内科健診・歯科健診を実施します

*個人懇談は随時受け付けます

*行事については変更または増えることがありますのでご了承ください

第10 利用料金

（1）保育にかかる利用者負担（利用料）

清須市が定める利用料をお支払いいただきます。

（2）保育の提供に要する実費に係る利用者負担額等

上記に掲げる利用料のほか、別表に掲げる費用を負担していただきます。お支払方法については、別途お知らせします。

第11 利用の終了に関する事項

園児が、次に該当する場合は、保育の提供を終了するものとします。

（1）園児が退園したとき

（2）園児の保護者が「子ども・子育て支援法」に基づく支給認定を受けられなくなったとき

（3）その他、保育所の利用を継続することが困難な事由があるとき

第12 緊急時等の対応方法

(1) 医療機関

保育を行っているときに園児に体調の急変等の緊急事態が発生した場合は、速やかに保護者の緊急連絡先等又は医療機関への連絡を行います。

<嘱託医・内科>

医療機関の名称	医療法人はなさきクリニック
医師名	加藤 栄志
所在地	愛知県清須市西枇杷島町古城1-2-17
電話番号	052-503-4159

<嘱託医・歯科>

医療機関の名称	よこい歯科クリニック
医師名	横井 隆政
所在地	愛知県清須市鍋片2-175-1
電話番号	052-408-0451

(2) 全私保連保険制度、独立行政法人 日本スポーツ振興センターへの加入

当園では、万が一の際に備え、全国私立保育園連盟の全私保連保険制度、独立行政法人日本スポーツ振興センターの災害共済給付に加入いたします。

- ・全国私立保育園連盟 ほいくのほけん・こどもえんのほけん

園児団体傷害保険 補償限度額 死亡・後遺障害保健金額 215万円

入院保険日額（1日あたり）2,250円

通院保険日額（1日あたり）1,500円

- ・独立行政法人日本スポーツ振興センター（概要については別紙1参照）

※上記の保険の加入について、初回の同意後、在園中は自動更新となります。

■ 全私保連保険制度については、保護者負担金はありません。

■ 災害共済掛金（年額 保護者負担額）

保護者等負担額 315円/年（法人負担額 35円/年）

要保護園児負担額 36円/年（法人負担額 4円/年）

第13 非常災害対策

暴 風 警 報 発 令 時	・午前6時30分時点（気象庁発表NHK）暴風警報が発令されていた場合は、登園を見合わせてください。 ・午前6時30分までに警報が解除された場合は平常通りの保育を行います。 ・午前6時30分から午前10時までに解除された場合は、解除2時間後から保育を行います。その場合はお弁当を持参してください。 ・午前10時から午前11時までに解除された場合は、解除2時間後から保育を行います。その場合は昼食を済ませてから登園してください。 ・午前11時に警報が継続されており、その後解除されても園は休園です。 ・在園時に発令された場合は、状況に応じてできる限り早くお迎えにきてください。
警 戒 レ ベ ル 3 高齢者等避難発令時 警 戒 レ ベ ル 4 避 難 指 示 発 令 時	・解除されるまで休園となりますので、登園後に発令された場合は、できる限り早くお迎えにきてください。 ・避難指示発令の場合は、避難所へ避難させますので、お迎え場所を確認し、速やかにお迎えにきてください。
南海トラフ地震注意情報発表 時 警 戒 宣 言 発 令 時	・休園となる場合があります。登園後に発表された場合も、園から発表後の対応連絡はしますが、各自メディアの情報を基にご判断いただき、災害に備えた行動をとってください。
避 難 訓 練	・避難訓練は、毎月1回実施します。
非 常 災 害 用 備 蓄	・園児及び職員の一時的な滞在に必要な食料及び飲料水を備蓄するよう努めます。

※自宅に到着されましたら、無事帰宅のご連絡を保育園までお願いいたします。

※通常時のお迎えと異なる方がお迎えに来られる場合は、必ず保護者からご連絡をいただき、保護者証をお持ちください。保護者証がない場合、保護者への確認がとれるまでお待ちいただくことがあります。

※大雨・洪水警報または津波警報発令の場合は、園やその周辺の状況により対策が変わりますので、ご承知ください。

第14 虐待の防止のための措置

当園は、園児の人権の擁護、児童虐待の防止に関する責任者を選任するとともに、職員に対し研修を実施します。また、園児の身体に不審な怪我や痣がみられる場合、虐待の疑いがあると思われる場合には、警察又は児童相談所等に連絡することがあります。

※欠席・遅刻の連絡がない場合は、園から保護者の方へ連絡をさせていただきます。

※連絡が取れない場合は、家庭訪問をさせていただく場合がございます。

第15 苦情等の受付について

当園における苦情やご相談は以下の窓口で受け付けます。

当 園 苦 情 相 談 窓 口	保育園内 苦情解決責任者 代表理事 木村まみ 苦情受付担当者 園長 白石美恵子 こども育成財団 苦情対策室 052-551-6363
-----------------	---

社会福祉法人 愛知県社会福祉協議会 運営適正化委員会	社会福祉法人 愛知県社会福祉協議会 運営適正化委員会 電話番号：０５２－２１２－５５１５ ファックス番号：０５２－２１２－５５１４ 相談時間：月曜日から金曜日９：００から１７：００ (国民の祝日・休日、年末年始は除きます)
---	--

第１６ その他留意していただきたいこと

- (１) 登降園は保護者が責任を持ち、決められた時間を守って関係者がよく承知している通園経路で往復ください。出入口や駐車場などでは通行に充分注意し、お子さまの手を離さないようにしてください。
- (２) 車や自転車の駐車は、指定の場所をご利用ください。近隣へのご迷惑になりますので、他の場所へはくれぐれもお停めにならないようお願いいたします。また、車から離れる時は、貴重品を必ずお持ちになり施錠をしてください。
- (３) 当園では安全のため、保護者証を発行致します。送迎の際には必ず着用してください。
保護者証をお持ちでない同伴者（保護者以外のご家族や親せき等）がある場合は、職員室まで必ずお声掛けください。また、通常のお迎えでない方がお迎えにいらっしゃる場合には、保護者より前もって必ずご連絡をお願いします。ご連絡がない場合は、お子さまの安全のため、確認がとれるまでお子さまをお渡しできませんのでご了承ください。
- (４) お子さまが安定して過ごせるように、保育室への入室に制限を設けることがあります。入室制限の場所・時間帯などは別途お知らせします。
- (５) 毎日朝の食事前に体温を測り、ＩＣＴ連携アプリにご入力をお願いします。また前日の熱や嘔吐・下痢など健康上変わったことがあれば、些細なことでも構いませんので登園時にお知らせください。尚、次のような場合は登園を見合わせ、医師の診断を受けるなど悪化を防ぐご対応をお願いします。
 - ・体温が３７．５℃以上の時（目安です。その他の様子も含めてご相談ください）
 - ・ひきつけ、ぜんそく等の特殊症状が出た時
 - ・咳、下痢、嘔吐等がひどく日常生活に支障がある時
 - ・学校伝染病など感染症による出席停止期間（登園は医師の許可が出てからお願いします）
また、在園中に発熱や異常があった際には、保護者に電話でご連絡させていただくことがあります。必ず連絡がとれる番号を、緊急連絡表にご記入ください。特に、インフルエンザや胃腸風邪などの感染症が流行っている時期は、感染の拡大を防ぐためにもご協力のほど宜しくお願い致します。
- (６) コドモンアプリは当日の保育に必要な事項を連絡したり、園ではお子さまの状態を把握するためにも必要不可欠な連絡帳です。欠席や連絡帳の内容については、必ず９時までに入力して送信してください。
- (７) 原則として薬はご家庭でお済ませください。やむを得ず園での与薬が必要な場合は、投薬依頼書にご記入いただき、医師の処方箋を併せて職員に直接お渡しください。直接のご依頼がない場合は依頼書があっても与薬を見合わせますのでご了承ください。薬の保管は致しかねます。飲み薬は必ず１回分を容器に入れてお持ちください。市販の薬、頓服の与薬はお断わりしています。

※この重要事項説明書の内容は、令和７年２月現在の情報です。

【別 表】

1 保育の提供に要する実費に係る利用者負担金

項 目	内 容	金 額
カラー帽子 (入園時のみ)	0歳児(きみどり色) *清須市に準ずる 1歳児(薄ピンク色) すでに他の色をお持ちの方 2歳児(みず色) 方はご相談ください	1個 960円
紙おむつ	不足した際に使用するため	1枚 50円
パンツ	不足した際に使用するため	1枚 350円
コットカバー	お昼寝用敷パット 0.1歳児用 2歳児用	1枚 1,500円 1枚 1,900円
クレパス	1,2歳児で使います	1個 920円
自由画帳	〃	1冊 380円
粘土	〃	1個 320円
粘土ケース	〃	1枚 300円
年間行事費	園での行事に使用します	1,200円
おむつサブスク (おむスク)	園でのおむつ交換に使用します (紙おむつ、おしり拭き)	月額 (標準時間) 3,700円 (短時間) 3,400円

※その他、行事費・物品費などの費用が発生することがあります。その都度お知らせします。

2 延長保育にかかる利用者負担

延長保育を利用された場合は、清須市が定める利用料をお支払いいただきます。

＜現行の延長保育事業にかかる利用者負担＞

区 分	階 層	時 間	金 額
保育標準時間	1～3階層	午前7時30分から午前8時00分まで	0円
	4～8階層		月額 500円
保育短時間	1～3階層	午前7時30分から午前8時00分まで	0円
		午後4時00分から午後5時00分まで	
		午後4時00分から午後6時00分まで	
		午後4時00分から午後7時00分まで	
	4～8階層	午前7時30分から午前8時00分まで	月額 500円
		午後4時00分から午後5時00分まで	月額 500円
		午後4時00分から午後6時00分まで	月額 1,000円
		午後4時00分から午後7時00分まで	月額 1,500円

＜延長保育（18時以降）に係る利用者負担＞

18時におやつを提供します。利用時には、延長補食代（50円/日）を別途徴収いたします。